

令和3年 第5回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月30日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程

令和 3 年 第 5 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （認定第 1 号） 令和 2 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 2 号） 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 3 号） 令和 2 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 4 号） 令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 5 号） 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 6 号） 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 7 号） 令和 2 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 8 号） 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 1 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 3 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 才川 育世 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。臨時会に早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。本会議としては久しぶりの本会議というところになっているところではありますが、よろしく願いいたします。

1点だけ、先日、決算委員会の頃からちょっと座って見させていただいて思ったことなんですけど、これ議員にも、そして答える理事者の皆さん方にもお願いなんですけど、ちょっと目についたのが発言する時、質問、答弁、両方ですけども、何でしょうか、僕が気にし過ぎなのかもしれませんが、ボタンを締め忘れてる方が、僕みたいにお腹が出てるところきつくて、たまに締められないなみたいな背広もあったりするんですけども、色々事情はあろうかと思いますが、この場で発言する時は、しっかりと締めて発言をしていただけたらなという風に思ったところが1点お願いがありますので、よろしく願いいたします。

今日も、議案はそんなに多くはありませんけども、いつも通り、ここでは最高の議論をして、そして最短の時間で終わらすという僕の思いがありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第5回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の皆さまもご起立を願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) おはようございます。令和3年第5回美瑛町議会臨時会、全員の議員の皆さまのご出席で開催をいただき誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対しまして、ご指導を賜っておりますことも合わせまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

明日から師走となります。1年早いなと思いますと共に、この1年もコロナ禍の大きな波に揺さぶられた、そんな1年になってしまったなという風にも振り返っているところでございます。そのような中で、総選挙もあり、内閣も変わり、新しい政策も次々と打ち出されてきている状況でございます。美瑛町も予算編成の時期をただいま迎えているところでございまして、国の動向も踏まえながら、有利な財源を確保して、しっかりした予算を組んでまいりたいと考えているところでございますので、引き続き、議員の皆さま方にはご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます議案の要旨について、ご説明を申し上げます。

議案第1号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)については、土地所有権移転登記手続請求事件の判決確定に伴う弁護士費用及び測量委託料、児童手当制度の見直しに伴うシステム改修委託料、Beコインによる冬の生活支援事業費用及びみどり橋街路灯の修繕費用の追加であります。

報告第1号、専決処分については、令和3年第3回定例会において議決されました請負契約について、地方自治法の規定により専決処分しましたので、報告するものであります。

以上、議案1件、報告1件についてご提案しますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番増山和則議員と10番野村祐司議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

○議長(佐藤晴観議員) これから、諸般の報告を行います。

今野事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布済みと存じま

す。ご高覧のほどお願いを申し上げます。7点ご報告をさせていただきます。

1点目、令和3年度上半期観光客入込み状況についてでございます。令和3年度の上半期は、合計65万5,300人の入込みとなりました。前年と比べまして約10万5,000人の減、前年比で86.2%となりました。要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が5月から6月、8月から9月にかけてと観光シーズンに合わせるように発令されたことによりまして、観光需要の減少による影響を強く受けたものと分析をしているところでございます。

2点目、菓子製品の寄贈についてでございます。寄贈者におかれましては、本年7月より、置杵牛農産物加工交流施設の指定管理者となっている株式会社北海道米菓フーズ様、代表取締役社長廣島俊郎様から、お菓子の製品600袋を9月30日に寄贈いただいたところでございます。内容につきましては、このコロナの中で医療、福祉従事者の方々を、頑張っている皆さまを応援したいというお気持ちからのご寄贈でいただきまして、町立病院ですとか町内の福祉施設の方に配布をさせていただいたところでございます。

3点目、第33回那智・美瑛火祭の開催についてでございます。当初は中止とされておりました那智・美瑛火祭でございましたけれども、感染状況を見て、また、観覧を町民に限定し、感染対策を講じた上で、11月6日、美瑛神社境内にて営まれました。約600人の方がお見えになったということでございます。開催に向けましてご尽力いただきました関係者の皆さまに感謝を申し上げます次第でございます。

4点目、床下浸水の発生についてでございます。発生日時は9月23日正午過ぎ、場所は新星みどりヶ丘、被害状況につきましては、集中豪雨によりまして、住宅背面にあります農地に降った雨が表土を伴って流入し、個人の住宅床下が浸水したという事案でございます。被害を受けられました方に、心よりお見舞いを申し上げます次第でございます。

5点目でございます。モーターグライダーの墜落事故についてでございます。発生日時は10月12日午前9時40分頃、美瑛町滑空場付近にて、滑空場を離陸したモーターグライダーが、離陸直後に美瑛川へ墜落し、搭乗者2名がお亡くなりになられたという事案でございます。お亡くなりになりました2名様のご冥福を心からご祈念申し上げます次第でございます。

なお、事故発生の原因等につきましては、現在も運輸安全委員会で調査中ということの報告を受けております。

6点目、火災の発生についてでございます。発生日時につきましては11月10日午前11時51分頃、北瑛第2にございます法人所有の乾牧草庫において火災が発生し、倉庫933平方メートル、また、農機具及び車両が焼損した事案でございます。消火に当たりましては、消防団の方々にも出動いただき活動いただいたところでございまして、感謝を申し上げます次第でございます。そして、火災に遭われました法人の皆さまに、心からお見舞いを申し上げます次第

でございます。

7点目でございます。土地所有権移転登記手続請求上告(申立)事件についてでございます。判決の確定につきましてご報告をさせていただきます。事件の概要といたしましては、昭和53年から昭和55年にかけて行った地籍調査を機に、原告の方の所有地が町有地名義に登記されたとの訴えでありまして、真正名義の回復を求めていたという内容でございます。本件につきまして第二審を不服といたしまして、町として最高裁判所に上告していたところでございますが、9月24日、最高裁から判決が下されたところでございます。決定内容につきましては、記載のとおりでございます。本件を上告審として受理しないという主な内容となっております。一言で言いますと、美瑛町側の敗訴ということで、一連の裁判が確定したところでございます。裁判ということございまして、係争が長引き、長期間に亘りました。このことによりまして、原告の方には度重なる心労をおかけしたと存じます。心からお詫びを申し上げる次第でございます。

なお、この判決を受け、真摯に対応し、速やかに名義回復の手続きを現在行っているところでございます。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) これで行政報告を終わります。

- 
- 日程第4 (認定第1号) 令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 (認定第2号) 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 (認定第3号) 令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 (認定第4号) 令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 (認定第5号) 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 (認定第6号) 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 (認定第7号) 令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 (認定第8号) 令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、(認定第1号)、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第5、(認定第2号)、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第6、(認定第3号)、令和2年度美瑛町農業研修施設事

業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、(認定第4号)、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、(認定第5号)、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第9、(認定第6号)、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第10、(認定第7号)、令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第11、(認定第8号)、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。(認定第1号)から(認定第8号)までについて、令和3年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

保田委員長。

(令和3年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長 保田 仁議員 登壇)

○委員長(保田 仁議員) 朗読をもって報告といたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告といたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

おはかりします。(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は、一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は、一括行うことに決定しました。

それでは、(認定第1号)から(認定第8号)までについて、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、(認定第1号)について討論はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。私は一般会計決算に対する認定について、不承認といたします。その立場から討論いたします。令和2年度一般会計決算を不承認とする理由は幾つかありますが、大きく2つの理由に絞って指摘いたします。

1番目は、入札が適切に行われていないということであります。競争入札の目的は、適正な競争を行わせて、落札率を引き上げることにあります。※訂正ありしかし、落札率は95%前後であり、

まさに異常な事態が続いております。入札はほとんどが指名入札ですが、このやり方は2つの法律に違反しています。

1つ目の法律違反は、適切な競争を行わせるために、一般競争入札を推進せよという法律であります。法律は、以下のようになっております。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律であります。平成12年法律第127号です。町はこの法律の趣旨を理解せず、かつ、法律を無視していると言わざるを得ません。

2つ目の法律違反は、地方自治法総則の第2条第14項違反であります。法は以下のように定めております。地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。明快であります。こうした不適切な入札方法によって、町の建設業界はどうなってしまったのか。建設業界は競争力を著しく低下させております。町長が掲げる足腰の強い産業づくりとは、まさに真逆の結果となっていると言わざるを得ません。

不承認の大きな理由の2番目は、一般会計予算に対して中村は反対してきました。

その理由は、1つ目、経済弱者を救済する新規予算がほとんど見当たらないこと。

2つ目、農林や商工関係の新規事業は、合わせても1億円程度であること。

3つ目、土木費の道路改良工事は著しく緊急性が低く、無駄な公園予算が組まれていることなどあります。

しかし、残念ながら、その後の補正予算においても、見直しはありませんでした。

以上の理由をもって、令和2年度の一般会計決算を不承認といたします。終わります。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 決算認定、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。こちらあの入札の問題ありましたので若干長くなるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

まず、決算認定制度に関してであります。地方自治法第233条では、決算認定の制度を次のように規定をしております。要約いたしますと、5項目ありまして、流れではありますけれども、まず1点目は、会計責任者は、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、町長に提出しなければならない。2点目といたしまして、町長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。3点目、町長は、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならない。以下、ちょっと省略をいたしまして、5点目では、議会認定に付するに当たって、町長は、主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならない。こういった形で、法定に沿った形で今回の決算が行われて、この規定通り行われていると。こういったことをき

っちり認識しておかなければならないのかなと思っております。これを受けて、議会の決算審査特別委員会の報告では、こういった審査しなさいという内容が5項目にわたりまして、1つ目は違法事項、2つ目は不当事項、3つ目としては特に留意すべき事項、あるいは4点目としては監査委員の意見に対する意見、こういったことを決算委員会で報告書には記載するべきということではありますが、この辺りにつきましても、意見を付することになっておりますけれども、先ほどの決算審査特別委員会委員長からの報告がありました通り、報告書に意見を付けられておりません。さらに、監査委員からの意見でも、認定しない根拠となるような文言は全くありません。

さて、先ほど、項目的には一般入札に関してでありますけれども、ここのところは若干皆さまに説明しておかなければならないのかなと思っておりますので、ちょっと長くなりますが、ご理解をいただきたいと思えます。

こちらは地方自治法第2条第12項では、「自治体には自治解釈権(法令を独自解釈する権利)がある。」と、このように規定をしております。ここでは、地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。このように規定をされております。

また、2001年以降の地方分権改革により、国からの通達が原則廃止され、自治体独自で法令を解釈し、事務を進めることになっております。従来、自治法に明文の規定がないものについては、そのことによって、各自治体が条例等によって自主的に行うことはできないとする消極的な解釈が一般的に行われておりましたけれども、地方分権一括法施行後は、明文の禁止規定がない限り、各自治体の責任において、解釈、運用すべきである、このように変わってきております。先ほどご指摘のありました、国から出された入札制度に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法令、法律第127号、この中では、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となる事項を定めたものであります。この第17条では、国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めなければならない、とこういう規定であります。これを受けて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、これは閣議決定されたものであります。適正化指針は、法第17条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められたものであります。このように、各条項の主語は各省各庁であります。各省各庁においては、一般競争入札を進めるべきであると、こう解釈するべきではないかなと思っております。小規模自治体においても、決して、一般競争入札をやりにさいということではないという風に理解をしております。

また、一般競争入札をやっています札幌市の例を挙げてみますと、2021年4月から6月では、入札価格が同額となり、くじ引きとなったと。こういう工事で53%、業務で64%、

このような数字になっております。パソコンの積算ソフトが同じものを使うと、こういう事例も発生するということになっておりまして、一般競争入札が最善とは言えない、こういう状況にあるのかなという風に思っております。本町で行っている指名競争入札は、法的根拠に基づいて行っているものであり、適切なやり方である、このようなことを付け加えて、入札制度に対する反論、こんなところであります。

さて、本論に戻りますけれども、決算審査の基本論に戻りますが、決算は一本であるから、その一部を認定することはできない。また、修正して認定することもできない。このような規定になっております。議会の認定は、項目を分けて一部を認定・不認定とすることもできないと解釈されております。前段で申し上げましたように、地方自治法に則った手順で提出された決算書を委員会で審査し、地方自治法に則った手順で決算審査特別委員会委員長から認定の審査結果が報告されました。縷々長く述べてまいりましたけれども、令和2年度決算を不認定にするような重要要素は全くございません。

以上、認定賛成の立場から意見を述べさせていただきました。議員各位のご賛同をよろしく願います。以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、（認定第1号）についての討論を終わります。

午前10時30分まで休憩します。

そして、休憩中に議会運営委員会を開会いたしますので、委員の皆さん、第1委員会室に至急お集まりください。

休憩宣告（午前10時01分）

再開宣告（午前10時34分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

中村議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、先ほどの決算に対する不承認の討論について、一部、訂正いたします。冒頭、1番目は、入札が適切に行われていないこととありますが、これを、1番目は、入札が適切に行われていないと感じていると訂正します。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、（認定第2号）について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、（認定第2号）についての討論を終わります。

次に、（認定第3号）について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第4号)についての討論を終わります。

次に、(認定第5号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第5号)についての討論を終わります。

次に、(認定第6号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第6号)についての討論を終わります。

次に、(認定第7号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第7号)についての討論を終わります。

次に、(認定第8号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第8号)についての討論を終わります。

これから日程第4、(認定第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第1号)、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第1号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、(認定第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第2号)、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第2号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、(認定第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第3号)、令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第3号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、(認定第4号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第4号)、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第5号)、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、(認定第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第6号)、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第7号)、令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、(認定第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第8号)、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第12、議案第1号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁から6頁になります。はじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集1頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集6頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額38万9,000円の追加です。土地所有権移転登記手続請求事件に係る顧問弁護士事業委託料の追加です。

第3民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額71万5,000円の追加です。児童手当制度見直しに係るシステム改修業務委託料の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額800万円の追加です。冬の生活支援事業実施に係る電子地域通貨事業、行政ポイント1世帯1万円、800世帯分の追加です。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額47万3,000円の追加です。土地所有権移転登記手続請求事件判決確定に係る現地測量及び地籍測量図作成業務委託の追加です。

第2項道路橋梁費、第5目交通安全施設費、補正額52万3,000円の追加です。街路灯修繕料の追加です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集は3頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額938万5,000円の追加です。財源調整による地方交付税の追加です。11月補正後保留額は7,330万4,000円です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額71万5,000円の追加です。児童手当に係るシステム改修費の補助金の追加補正です。

2頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

はじめに、総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。議案集の5頁及び6頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。よろしくお願ひいたします。7款1項2目、商工業振興費についてお伺いをいたします。今説明がございましたが、800世帯、1万円ということで800万円でございます。この世帯別、800世帯の支給基準になる、どのような方が対象になるのか、お伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） はい、冬の生活支援事業につきまして、対象となられる方は、非課税世帯が基準となっております。また、その中の対象といたしまして、高齢者の世帯、障がい者の世帯、そして子育て世帯、この3分類についての非課税世帯の方々に対する支援制度と考えてございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。いわゆる非課税世帯ですから、加えて、前年度所得がなかった人も対象になるはずなんです。そういう、要するに著しく所得の低かった人という風に定義づけて良いと思うんですが、今回特に、この冬の生活支援事業という銘打っておりますので、ご存知のように灯油価格が非常に上がってしまって、現在聞くとところで111から113円で推移するのではないかという見通しがあります。去年が83円ぐらいだったんですね。そうすると、35、6%、40%ぐらい上がってるんですが、冬の生活支援という銘打った以上は、やはり周辺環境をよく分析をして、もう少し支援額を増やすべきと私は考えるんですが、その辺の考えについてお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） お答えさせていただきたいと思います。おっしゃるように灯油単体で見させていただいたら、例えば、490リットルのタンク3回ぐらい替えるんじゃないかとかいうところのご議論があると思うのですが、今回ご提示させていただいた冬の生活支

援事業につきましては、これまでですね、子ども支援に対する国とか町とか、全体的な支援制度なんかも踏まえて、また、これから先、法外援護制度等々の事業を踏まえて、今回1万円の設定をさせていただいているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 今答弁のとおり、コロナ対策、色んな事業支援があるっていうのは、児童手当も含めて分かります。今回の800名の方については、もしかしたらそれに対象外の方もいらっしゃるかもしれない。手厚い方が、支援がないかもしれません。実は今回いろいろ話が聞かれるんですが、コロナで外にはあまり出たくない。要するに、家にいることが多いとなれば当然、石油の消費も増えてくるということでもありますので、私はここはですね、行政として、手厚い保護という訳ではないんですけど、皆この800名の方は、この支援事業、本当に大事にしてるっていうか、楽しみっていう言葉はあれなんですけど、非常に有難がっています。そういったところでは、やはり、この800万円の他に、緊急支援として、そういうような行政の思いやりをここに含めて欲しかったんですが、その辺、提案の課長の意見もう一度伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。何度もお話しさせていただきますが、ガソリン単体でいけば確かに前年度から比べて大きなところの上昇というところの認識はさせていただいてございます。また、これからどういう状況になっていくかと不透明なところも当然、今、議員のおっしゃられた見通しというところでも、まだ不透明なところもございます。また、国とか道とかこれからの支援施策等も踏まえてですね、今後どうしていこうかっていうのを考えさせていただき、検討させていただければありがたいと思います。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 今、先輩議員の方も話してましたけど、やはり今回、この灯油の価格については、国家の方でも備蓄を放出するとか、世界的にもですね、やっぱりアメリカの動きだとかそういうので、全世界的にこの高騰については憂慮していると。そういうグローバルな面もありながら、地域においては、非課税世帯、本当に生活困窮するということで本当に身近なところでもう本当に困るであろうという人たちが想像できると思うんです。その中で今回、電子通貨ということなので、電子通貨入れてのメリットということにも、ちょっと考え方変える必要あるかもしれないですけどもね。やはり今後、どのような施策を打つにしても、公民

連携といたしますか、行政と民間との連携というのは必要になるかと思うんですよ。

それで、例えばの話なんですけれどもね、考え方として、電子通貨の意義というか、そのメリットで、やはりこう、どこの企業がどれだけこう使われたかっていうのは把握できるということは従前の説明でもあったかと思うんですけれども、例えば灯油を扱っている町内の業者さんに協力を求めてですね、今すぐにそういう地域通貨をプラスして町民の方に支給するというのは難しいとしても、町民の電子通貨の決済の時に、灯油代を減免して割引いていただいて、後に、町内の業者に対してその分についてですね、割引率を補助するだとか、そういうような手だてを打つことは考えられないのか、まず伺いたいと思います。システム的になっていうことで結構です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今回、冬的生活支援事業ということで、昨年も実証実験を合わせてこの事業、Beコインで支出してるところです。一応今回、生活支援ということではありますけれども、使える事業者は、灯油、石油スタンドに関わらず、大型スーパーから小売店、様々今登録されてるのは220件程度ありますけれども、その事業者全て使えるということになります。今言われた使った後に、戻すって言ったら変ですけども、還付するっていうことは、システム上、灯油店だけ使えるってことはできますけれども、その還付ということとはちょっとシステム上、といっても確認をしなければいけませんけれども、今、できるような状況ではないということですよ。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。還付といたしますかね、要は割引いてもらった部分をその業者に対して、何て言うんですかね、後でその補助といたしますか、考え方だと思うんですよ。直接町民の方に出すやり方もあるんですけども、民間にも協力していただきながら、やはりオール美瑛という言い方が良いのか、やっぱり公民連携というのが良いのか、やはり業者さんにも一旦こう協力してもらって、電子通貨やっぱり使い方だと思うんですよ。やっぱりどこまで行っても私聞こえてくるのは、商品券の方が良かったって、やっぱり聞こえてきます。併用したら良いのになってそういうことを言ってる方もいます。その中で、今こういうような、やはりこういう有事に近いような、3割、4割、灯油代が上がるっていうのは、やはり寒冷地手当とか出ない、そういう非課税世帯の方にとってはですね、やっぱり本当死活問題につながると、そういう風なことを私危惧してるんですよ。ですから、10番議員もきっとその辺のところを、やはりこう同じ思いといたしますかね、そういう風に考えてるところで、ただ、やはり町民に対して改めてその支給するというのは難しいのであればですね、やはり民間の方

にも協力してもらって、割り引いてもらったのを最終的には戻すというかね、そういうことが私、システム上この、できるんじゃないのかなと。その数字を把握して、後に戻せば良いと、そんな風に考えているんですけども、その辺のところ、その還付という意味合いじゃなくてシステムっていうか町のそのやり方としてですね、後からそういう風に割り引いた分を戻すという、そういうことが灯油代に使われるかどうかっていうのはあれですけども、その燃料店で使った分っていうのを把握できるのであれば、やはり国家的なその備蓄を放出するという意味合いを考えていただきたいんですけどもね。金額の多寡ということよりは、町民をいかにして守るか、そこに重点を置いて考えていただきたい。私はそう思うんですけども、町長の方に伺った方が良いのか、システム的には私できると思ってますし、あとは町長の腹づもりと申しますかね、第二弾を打つのか、そういうような形で民間に協力してもらって、少なくとも、増加分の燃料代高騰した分を何とか補うようなことを考えられないのか、その辺について、見通しと言いますか、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) システムにつきましては、その何を買ったかっていうのは、システムで分かりません。ですからスタンドでタイヤ交換しても金額的にはどれだけ使ったっていうのは分かりますけれども、灯油に使われたか、ガソリンに使われたか、その他タイヤ交換とか車検に使われたっていうのが分からないものですから、その燃料だけの還付っていうか、その還元といいますか、その部分を後でっていうことは、ちょっと今のところは難しいと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) システム上の問題につきましては、今答弁申し上げた通りでございますけれども、ただ、議員ご指摘の考え方ですよ、民間の方にも協力をいただいて、それに対して後から町がというご提案、今のポイント付与してそのポイントだけを使うのではないという形というのは、非常に有意義な提案だと受け止めさせていただいております。システム上でできることでありましたら、ぜひ、官だけでなく民もご協力いただく形で、町民の方、皆さんを支えるような仕組みができれば理想だなと思っておりますので、今後システム上の問題につきましても、中身できるのかどうか、更に検討を加えさせていただきたいなと思っております。

また、全体の考え方でございますけれども、この冬の生活支援の予算を予算編成の段階で組んだ時とただいまで、ちょっと状況が急激に変わってきているという面もございます。まずは、この、今日ご提案させていただきました冬の生活支援事業につきましては、生活困窮の方に対するご支援ということで、額は多ければ多いほど良いのかもしれませんが、限られた財

源の中で、これまでの過去の実績等を勘案し、また、先ほど来申してはありますが、例えば国に置かれましても住民税非課税世帯への10万円支給等、また、生活困窮者自立支援金制度の再支給など、様々な生活困窮という部分についての手だてが国、他の機関でも打たれておりますので、それぞれの役割分担の中で、美瑛町として、今ご支援させていただくという形をこの800世帯、800万円の予算で計上させていただいた次第でございます。ただ、これは考え方が生活困窮者向けの冬の生活支援でございます。ただいま、急に高騰しております原油価格の高騰につきましては、生活困窮の方のみならず、あらゆる産業の方にも影響出ているところでございます。この高騰が収まるのか、続くのかというところを見極めたいというところもでございますけれども、生活困窮という視点ではなくてですね、原油価格の高騰が町民生活に及ぼしている影響、そのことを踏まえまして、町としての支援策がどのように打てるのかどうかということにつきまして、先に検討を進めさせていただきたいと思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番です。答弁いただきました。今、町長おっしゃったように、やはり他のなんていうんですかね、幅広いその企業さんもそうだと思いますし、やっぱり原油の価格高騰については世界的な、また、本当に大変な問題だという風に思ってます。あとは、スピード感といいますか、それを求める町民の方もいますので、ですから本当タイムリーにですね、やっていただけるような、そういうアイデア、また、電子通貨のですね、そういうメリットを生かした、そういう施策をですね、推進していただきたいという風に考えております。そのスピード感ということで、今後どのようにお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 財源を見込んだ上での話というところが、もちろんベースにありますけれども、国の臨時交付金、全体で6.8兆円補正予算で組まれております。ここの配分額が美瑛町がいくらになるのかというところも見極めさせていただきたいという思いもでございます。しかしながら、それより早く町民生活の影響が及ぶということでございましたら、この後、間を置かず12月の定例会もでございます。急ぎ、今まだその12月定例会に向けての準備が間に合う時期でございますので、早急なる対策につきまして、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。2款1項2目、総務費、一般管理費のみんな

歩むまちづくり、顧問弁護士事業、委託費 38 万 9,000 円ですね。これについて伺います。

まず、この事件は、今年の 4 月に町が最高裁へ上告した訳ですけども、記憶に新しいところです。この度、最高裁は本件を受理すべきものとは認められないと。民事訴訟法 318 号により、できないということですね。分かりやすく言えばですね、審理するには当たらずということなんですよ。つまり門前払いですよ。これはですね、町が上告しましたけども、上告に当たって、上告できるかどうかの事前調査、これが欠落していたのではありませんか。どのようにお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下建設水道課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 今の事前調査不足ではなかったのじゃないかというご質問なんですけれども、一応二審の判決が終わった後、顧問弁護士と協議を十分に重ね、また、最高裁に向け、当然法令遵守、法令違反、そういったものが需要だというお話もいただきました。その中で、そういった上告についての要件が整えられるかどうかというところにつきましては、十分に精査を行って上告の運びとなったところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6 番中村議員。

○6 番(中村俱和議員) はい、6 番中村です。そういう理由は予想されることですけどもね。しかし、最高裁が審理を受理できないとしたこの決定はですね、この事件の本質を物語っていると思います。つまりですね、町は裁判で争う根拠も元々なかったことになります。町にとって大きな損害です。そこでお聞きします。これまで裁判で原告ばかりでなく、町民、それから道、国にも迷惑を与えたことになるんですよ。そして、美瑛のブランド、信用低下、これを低下させてしまったと言わざるを得ません。どのようなご認識か、この結果に対して伺います。町長に伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 訴訟でございますので、訴訟の中で町側の主張を展開をさせていただいたところでございます。そして、その結果が敗訴という形で確定したものでございます。訴訟の要件としまして、法的に、町がこの言い分を述べる機会がある、訴える機会があるという中で進めてきたことでございますので、国、道に迷惑をかけたというような認識は全くもってございません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6 番中村議員。

○6 番(中村俱和議員) 今回ですね、この予算、弁護士費用と分筆・所有権移転登記費用です

ね、これが計上されたということですが、まず伺います。原告側に対して、弁護士と入れて、原告側に対して、まず謝罪をします。この長い期間、5年か6年間、それ以前からもそういうことがあった訳ですが、それが提訴に至った訳ですね、原告が。それに対する謝罪、これをきっちりする。2番目にですね、ただ頭を下げれば良いというものでもないと思いますよ。ここには予算が計上されていませんけど、迷惑料なのか、慰謝料なのか分かりませんが、何らかのですね対策を検討すべきではないのか、検討されなかったのか、その辺を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この後、原告の方と、もちろんお会いさせていただきよう、今、日程の調整をしているところでございます。その中で、これまでの長かった裁判の経過、経緯なども、お互いにお話しさせていただきたいと思っておりますし、今回のこの判決が出た後の結果としてですけれども、長い裁判の中で、最終的に町が敗訴したということを受けて、先ほど冒頭のご挨拶で申し上げましたけれども、長い間、係争の期間がかかってしまったことにつきましては、ご心労をおかけした部分でございますので、その部分にお詫びを申し上げたいと思っております。ただ、それ以外、ご指摘いただきました慰謝料ですとかというものにつきましては、その会わせていただいた時の話合いの中で、お気持ちを示したいという風に考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の3頁及び4頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の1頁及び2頁。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第1号の件を採決します。議案第1号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 報告第1号 専決処分について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) 報告第1号、専決処分についてご説明申し上げます。議案集については、7頁になります。令和3年第3回議会定例会において、請負契約の議決をいただいた美園村山線一号橋架替工事(上部工)は、構造物撤去工等の数量が確定し、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、11月19日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会へ報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なし認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

閉会宣告

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第5回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。僕も人間で間違ふこともあるし、皆さんも当然それは良い、間違ふよりは間違わない方が良いとは思いますが、人間だからそれはあることだと思います。ただ、この場を預かる者としては、間違ふことをこの場で発言してしまうということは訂正していかなくちゃいけないという風に思っています。今まで、ただ、僕も聞き取れなくてちょっと流れちゃったっていうようなことが2、3回あったようにも思います。ただ、この先、僕も一生懸命、注意して聞いていこうと思っておりますので、皆さんも発言にはです、ね、慎重に、僕が責任取るから良いんだとか、そういうことではなくて、これはあくまで議会ですから、自分だけで責任が終わらないということを考えながら発言していただきたいという風に思うところであります。だからといって、何でもかんでも、議会議員が言いたいことを、伝えたいことを伝えるっていうことは重々尊重したいとは思いますが、その中でもちょっと一歩、一回こう考えて発言していただけたら、より良い議会になっていくのではないかという風に思ったところであります。ちょっと長くなりましたけども、明日から12月、定例会もありますので、是非とも良い年の瀬を迎えられるように、残り1か月、頑張っていけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

午前11時10分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年12月17日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 増山和則

議員 野村祐司